

舞台芸術支援事業 募集要領

令和9年度（前期）

練馬区民が良質な舞台芸術公演を鑑賞する機会を増やし、区民文化の向上を図ることを目的として、練馬文化センターおよび大泉学園ゆめりあホールで行われる公演を支援します。

令和9年度（前期）の事業を募集します。本募集要領をご確認の上、お申込みください。

1 支援内容（審査により、支援の可否およびA・B支援を決定します）

A 支援	(1) 施設使用料の補助 ① 公演当日の<u>ホール</u>使用時間帯枠の使用料を補助します。 ② 利用日数・区分に関わらず、平日全日使用料1日分を上限とします。 ③ 予算額の範囲内で助成を行うため、申請件数等によって補助額を調整します。 ④ 付帯設備使用料や楽屋・リハーサル室等の使用料、超過等に伴う追加費用は補助対象外です。 (2) 広報協力 区立施設等へ公演チラシを配布します。 練馬文化センターHP内、普及・支援のページに公演情報を掲載します。 ねりま区報への掲載を支援します。
B 支援	(1) 広報協力 区立施設等へ公演チラシを配布します。 練馬文化センターHP内、普及・支援のページに公演情報を掲載します。 ねりま区報への掲載を支援します。

2 対象となる団体等

- (1) 継続的に活動している団体等で、事業に関して十分な実績を有すること。
- (2) 計画に従い責任をもって事業を遂行できる団体等であること。
- (3) 所在の明確な事務所を有し、一般の方からの電話等による問い合わせや練馬文化センターとの相互連絡等に良好に対応できる団体等であること。
- (4) 政治活動または宗教活動を目的としない団体等であること。
- (5) 事業を行うにあたり、練馬区民へ入場料の割引を行うなど、区民の鑑賞機会の増加または区民文化の向上および振興に寄与する提案をしていること。

3 対象となる公演内容

- (1) **令和9年4月1日（木）～令和9年9月30日（木）**に練馬文化センターまたは大泉学園ゆめりあホールで行われる公演。
※申請時点で、公演会場として利用する施設の利用承認を得ていること。
- (2) 鑑賞されることを目的として行われる、プロの出演者（演奏家、役者、ダンサーなど）によ

る良質な舞台芸術公演で、練馬区の文化芸術の振興に寄与すると認められるものであること。

- (3) 一般の方を対象にしたものであること。
- (4) 出演者、演目等、周知に必要な事業内容が明確であること。
- (5) 有料入場の事業であること。
- (6) 特定の政治的または宗教的目的を有しないものであること。

※対象外公演（例）・・・◆ピアノ・バレエ・カラオケなどの各種発表会

◆大多数の出演者にアマチュアを含む公演(プロのゲスト出演がある場合も含む)

◆講演会、式典

◆特定の会員のみを対象とした公演

◆練馬区文化振興協会の文化団体補助金を受けている公演

4 提案事項について

練馬区民への入場料の割引など、区の文化振興に貢献できる提案をご記入ください。

なお、全ての項目を記載する必要はなく、主催者が実行可能な内容のみご記入ください。

5 申請・締切

書類に必要事項を記入し、下記へご提出ください。

(1) 提出書類

① 舞台芸術支援事業申請書

② 事業計画書

③ 施設利用承認書のコピー

④ 過去の公演実績を示す参考資料（チラシ・プログラムなど） 【2～3種類程度】

⑤ 申請する公演団体の参考資料（以下のうちいずれかを選択）

・インターネット上にアップロード（YouTube など）した動画または音源 【URL を提示】

・DVD または CD 【同一のものを3枚】

※URL の場合は、紙などに直接記載するか、または QR コードにしたものを添付し、ご提出ください。

※ 申請公演が初演の場合は、申請内容に類似した内容のもの。

※ DVD は必ず「ファイナライズ」の処理をしてください。

※ ブルーレイ不可。

※ 内容等について、申請後にお問合せする場合があります。

(2) 申込期間

令和8年9月1日（火）～令和8年10月15日（木）必着

(3) 申込先

〒176-0001 練馬区練馬 1-17-37

練馬文化センター 舞台芸術支援事業 担当

※直接持参する場合は、練馬文化センター受付へご提出ください。（9:00～20:00）

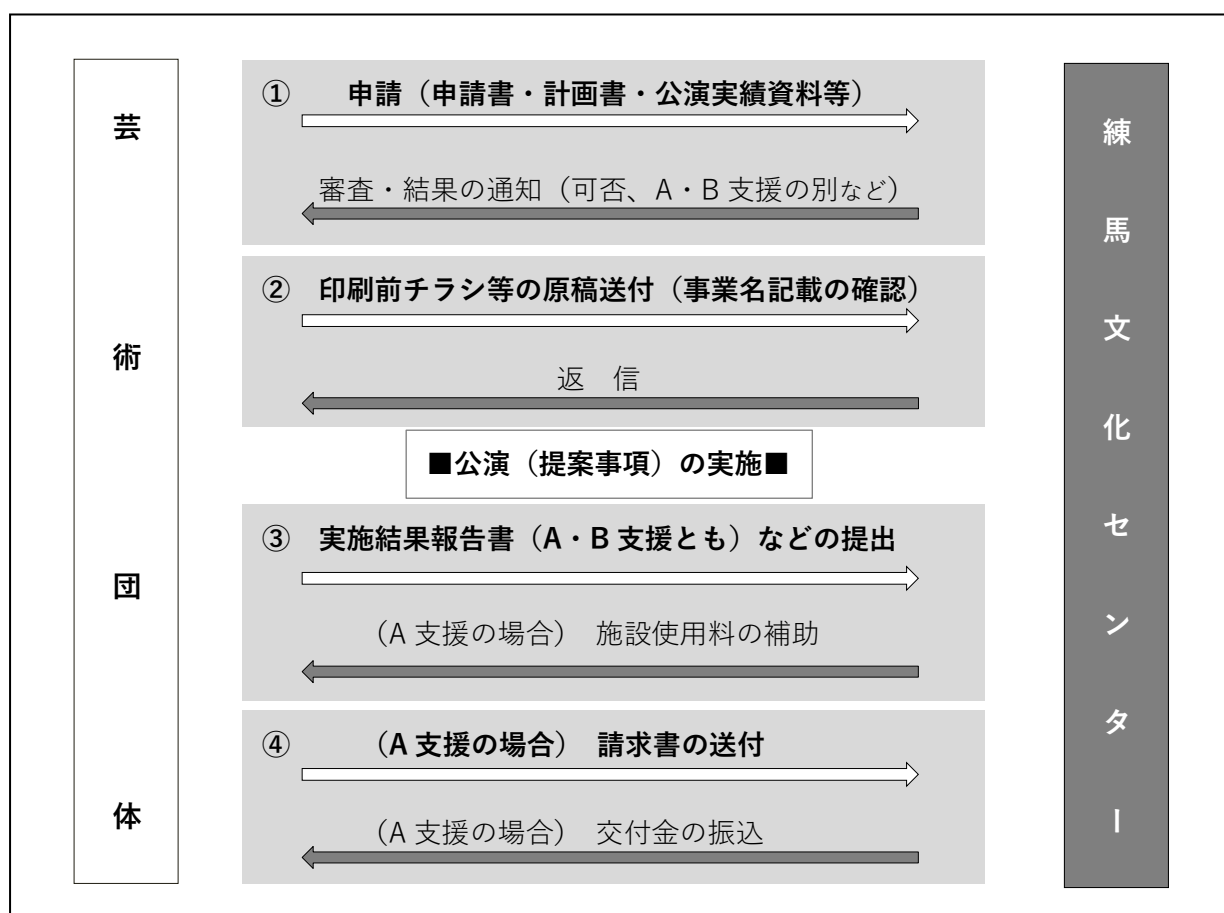
6 審査・結果通知

- (1) 支援の可否、および支援内容については、審査の上、決定します。
- (2) 審査結果は、12月上旬までに郵送にて通知します。

7 その他

- (1) A・B支援ともに、広報物（チラシ等）やプログラムに「(公財)練馬区文化振興協会 舞台芸術支援事業」の名義を記載していただきます。確認のため、印刷前に原稿をご送付ください。
- (2) A・B支援ともに、事業実施後に報告書等を提出していただきます。なお、A支援の場合は報告書の受領後に、交付金額を決定し申請者に交付します。
- (3) 申請は1団体につき、年度内1事業までとします。
- (4) 本事業は、(公財)練馬区文化振興協会理事会において令和9年度予算案が議決された場合、また、令和9年第一回練馬区議会定例会において令和9年度予算が成立された場合に実施が確定します。

8 申請・通知の流れ



9 問合せ

練馬文化センター（公益財団法人練馬区文化振興協会）
舞台芸術支援事業 担当

〒176-0001 練馬区練馬 1-17-37 ☎03-3993-3311

✉ info-neri@neribun.or.jp <https://www.neribun.or.jp/nerima.html>



練馬文化センターHP